

試験問題（会社法）

次の文章を読んで、後記の【設問1】ないし【設問3】に答えなさい。

（配点は、【設問1】30点、【設問2】30点、【設問3】40点の合計100点とする。）

【事実】

1. Y株式会社（以下「Y社」という。）は、平成28年8月に、当時大学4年生であったAが、その仲間と一緒に立ち上げたゲーム・ソフトの開発・販売などの事業を営む会社であり、(1)定款において、その事業年度は毎年8月1日から翌年7月31日までとし、毎年7月31日をその定時株主総会における議決権などの権利行使の基準日とすることなどが定められている。
2. Y社は、Aが代表取締役を務めており、他に2名の取締役がいるが、取締役会は設置されていない。また、Y社の発行可能株式数は3万株、発行済株式総数は1万株であって、Aとその仲間など20名が株主となっていた。Y社の株式は、証券取引所には上場されていないが、(2)定款において、①その譲渡によるY社株式の取得についてY社の承認を要することや、②株券を発行することは、定められていない。
3. 投資ファンドであるX合同会社（以下「X社」という。）は、令和元年5月ころ、Y社の株主の一人BからY社株式300株の買取りを求められ、Y社の成長を期待してこれを取得した。X社は、Bから株主名簿の書換えに必要な白紙委任状などの関係書類の引渡しを受けていたが、その株式を取得したことをY社に知られないように、株主名簿の名義書換えは請求しないままだった。
4. X社は、その後もBの紹介などによってさらに7名の株主からY社の株式を買取り、令和2年6月末にはY社の発行済株式総数の24%（合計2,400株）を保有するに至っていた（X社にY社株式を譲渡した株主を「Bら旧株主8名」という。）。そして、X社は、同年7月15日、Y社に対し、株主名簿の名義書換請求に必要なBら旧株主8名の委任状等の関係書類を揃えた上で、上記2,400株につき株主名簿の名義をそれぞれX社に書き換えるよう請求した。しかし、Aは、X社から2,400株もの株式につき株主名簿の名義書換えを請求されたことに驚き、Y社として、X社からの上記名義書換請求を放置したままにした。
5. その後、Aは、取締役全員で相談した上、同年9月25日に開催予定のY社の定時株主総会（以下「本件定時株主総会」という。）において、Bら旧株主8名を除くY社株主12名に対して新たに合計1万株の募集株式の発行を決議することなどを目的とすることを決定し、同月5日、Bら旧株主8名を含む従来の株主20名全員に対して本件定時株主総会の招集通知書を送ったが、X社に対してはこの招集通知書を送らなかった。

[設問 1] (30点)

下線部(1)は、Y社の本件定時株主総会における議決権の行使との関係で、会社法がどのような法的規律をしていることを踏まえたものか、会社法の関係条文を示しながら説明しなさい。

[設問 2] (30点)

下線部(2)①は、Y社が株主20名の小規模な閉鎖的会社であることに関連して、下線部(2)②は、Y社における株券の発行の可否・要否について、会社法がどのような法的規律をしていることを踏まえたものか、会社法の関係条文を示しながら説明しなさい。

[設問 3] (40点)

X社は、Y社の本件定時株主総会において2,400株を保有する株主として議決権を行使したいと考えているが、Y社に対してどのような法的根拠を主張することが考えられるか、また、Y社はどのような反論をすることが考えられるかを検討した上、その当否についても論じなさい(ただし、本件定時株主総会の開催に関連する仮処分については検討しなくてよい)。

(以 上)